

相続方法による必要書類のご案内

1 遺言執行者の方がお手続きする場合の必要書類

①亡くなられた方の戸籍謄本等(原本)

・「亡くなられた方の死亡が確認できるもの」をご準備ください。

②遺言書または遺言書情報証明書(いずれも原本)

・公正証書遺言の場合は、遺言書謄本もしくは正本をご準備ください。

③印鑑証明書(原本)※発行日より6カ月以内のもの

- ・遺言執行者の方
- ・受遺者の方(※)

④遺言執行者の方の実印

⑤検認済証明書(原本)

・自筆証書遺言・秘密証書遺言書の場合は、家庭裁判所での検認後に、ご準備ください。なお、遺言者が自筆証書遺言保管制度を利用しており、自筆証書遺言に代えて遺言書情報証明書をご提出いただく場合、検認は不要となります。

⑥遺言執行者選任審判書謄本(原本)

家庭裁判所で遺言執行者が選任されている場合は、家庭裁判所での選任後にご準備ください。

⑦相続に関する依頼書(当組合所定の書類)

遺言執行者の方、受遺者の方の署名・捺印(実印)が必要です(※)

⑧亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード等

(※)遺言書の内容によっては、受遺者の方の署名・捺印(実印)や印鑑証明書が不要となる場合があります